

建設産業情報（最近の動向）

在外公館名 在オマーン大使館

記入日 2014年6月2日

1. 現地の建設工事に係る経済情報

資料名：該当なし。

URL：

2. 建設業制度、入札契約制度の改正動向

該当なし。

3. 報道情報

	タイトル、概要	日付/掲載紙
1	<p>「査証発給に対する2年間の制限」</p> <p>(1) オマーンで就労経験のある外国人に対する労働査証の発給制限</p> <p>オマーン王立警察（ROP）は声明において、外国人居住法及びその実施規則に基づき、2014年7月1日以降、オマーンで働いたことのある外国人で出国してから2年が経過していない者に対しては労働査証を発給しない旨発表した。ROP情報筋によると、本決定は外国人労働者がオマーンで働いてから2年以内に以前雇用されていた会社と異なる会社で働くことを禁止するものであり、同じ会社で再雇用される場合には本決定の対象外となる。当該措置は外国人居住法第11条の規定を適用するもの。同規定は数年前から適用が中止されていた。</p> <p>ただし、ROPによる再取得条件に関する発表は、詳細が明らかでないと同時に、政府関係者の述べるところに一貫性がなく、当地で働く153万人の外国人労働者に混乱を招いている。第一に、再取得条件の適用対象が不明である。一方では雇用契約を満了した者は対象外であるとの意見があり、他方では反対の意見がある。第二に、適用日についても政府関係者の見解が複数提示されており不明確である。第三に、転職時に従前の雇用先から同意書が得られれば同条件が適用されるのか否かにつ</p>	<p>2013/5/11</p> <p>・ Times of Oman</p> <p>・ Observer</p> <p>2013/5/12-14</p> <p>・ Times of Oman</p> <p>・ Observer</p> <p>・ Muscat Daily</p>

	<p>いても不明確である。人的資源省関係者は、企業が同意書を発給した場合には、離職した元被雇用者が国内に残るため（査証の追加発給となる）その者の後任の就労査証を発給することはできない、同意書を発給しなければ離職した元被雇用者は国外に退去しその者の就労査証は同時にキャンセルされるため、その分後任のための査証を代わって発給できる旨述べた。</p> <p>(2) 外国人労働者に対する査証発給停止措置の延長</p> <p>本年4月、人的資源省は、本来5月1日に終了予定だった建設部門及び客室清掃事業で雇用される外国人労働者に対する新規査証の発給停止措置を6カ月間延長した。本措置は5月4日に発効した。本措置は、同省と中小企業庁との合意により、中小企業には適用されない。</p> <p>(3) 外国人労働者数の制限方針</p> <p>オマーンは、民間部門で雇用される自国民の割合を増加させるため、(総人口に占める)民間部門で働く外国人労働者の比率を39%から33%に減少させることを決めている。</p>	
2	<p>「オマーン・韓国合弁企業がマシーラ島の橋建設調査入札を落札」:</p> <p>(1) オマーン・及び韓国のエンジニアリング・コンサルティング会社による合弁企業が、オマーンの有する最大の島であるマシーラ島をオマーン本土東岸部のシャンナ (Shanna) と結ぶ橋の建設に関する初期調査に関する入札を落札した。同調査はオマーン運輸・通信省の委託によるものである。</p> <p>(2) 同入札を落札したオマーン企業は、ナショナル・エンジニアリング・オフィス (NOC)、韓国企業は、トファエンジニアリング (Dohwa Engineering) 及び平和エンジニアリング (Pyunghwa Engineering)。</p> <p>(3) 同調査では、経済・社会 F/S, 初期設計・費用調査が実施される。</p>	2014/5/18 • Observer

4. その他我が国建設業界にとって参考となりうる最近の動向 (報道情報以外)

該当なし